

グアム島
知事室
アガニャ, グアム 96932
アメリカ合衆国

知事令 2020-14

パンデミック即応体制 (PCOR) 2 宣言に関連して

2020年3月14日以来、新型コロナウイルスの世界的なパンデミックによりグアムは緊急事態にあり、5名の死亡が確認された。そして

2020年4月30日に知事令2020-11によりパンデミック即応体制 (PCOR) 制度を受け入れ、パンデミック即応体制 (PCOR) 1にあることを宣言した。

パンデミック即応体制 (PCOR) において、医療データと公衆衛生の準備を含む1から2への移行の決定を発動させる要点は、新型コロナウイルスの陽性者数、入院患者数、全ての検査機関においての検査容量と接触者追跡可能数によって測られる。

グアム保健局と軍医組織を通じ国家警備隊より届いたデータによると、私達は検査数拡大努力の中でも陽性者数の下降傾向の必要条件を達成した。

本日時点でグアムの病院に新型コロナウイルス陽性患者はいない。

新型コロナウイルスの症状がある全ての人を検査する十分な収容能力がある。

保健局は安定した接触者追跡システムを開発し、全ての新型コロナウイルス症例を積極的に観察し追跡している。そして

保健局、軍医組織、医療顧問グループと復興識者会との協議にて、公的、民間部門のサービスを含む社会的活動の再開計画が立てられた。

2020年5月7日保健局は2020-07にてガイダンス覚書を発行し、パンデミック即応体制 (PCOR) 2の有効性に伴う最重要でない業務の再開を提示した。

適切な社会的距離、消毒と個人の衛生管理、占有率規制の合理的な安全策の下、最重要でない業務を含む限られた社会的活動を可能とする。

パンデミック即応体制（PCOR） 2 の期間に継続し情報が集約され、追加の活動の再開が許可される。

よって私、ルー・A・レオン・ゲレロ（メガハガ・グアハン）知事は基本法及びグアムの法律により与えられた権限に従い、発令する。

1、**パンデミック即応体制（PCOR） 2** 2020年5月10日（日）午前8時をもって、グアムはパンデミック即応体制（PCOR） 2 とする。パンデミック即応体制（PCOR） 2 の下、適度な規制において限られた活動が許可される。

- a. **社会的距離の義務** 全ての許可された活動は、最低6フィートの社会的距離、またこれに制限されない緩和策を持って実施されなければならない。定期的な清掃、告知の掲示と全ての人にフェイスマスクの着用を命じる。テレワークの許可と奨励をしなければならない。高齢者と持病のある者の遠出は制限する。
- b. **懇親会または集会** 懇親会または集会は複数名が一つの共通目的により単一の世帯単位でない場所に集まる。そのような懇親会または集会は単一の世帯単位であるかどうかに関わらず、10人以下に制限されるものとする。
- c. **全校封鎖の継続** グアム法注釈付き3317節条項3、10-3章により、未就園児から12年生のための教育を目的とする全ての私公立学校を、公衆衛生上の緊急事態の終了まで封鎖する。注釈付き条項4、6-17章による習慣的な無断欠席の定義を一時保留とする。学校封鎖による、またはコロナウイルス感染に関連する生徒の欠席は本知事令の有効期間中は習慣的無断欠席として換算されない。
- d. **グアムへの入島制限** グアム保健局が認定する新型コロナウイルスに感染していないことを証明する文書を持たない全ての人の入島を規制する。検査日はグアム入島日に先立ち72時間以内でなければならない。注釈付き19604節並びに19605節条項6、10-19章により、証明書を持たない入島者は隔離措置となる。これにより発生する費用は個人または旅行契約をした航空会社負担とする。
- e. **公共の公園とビーチの封鎖** グアム政府のすべての公園とビーチは、社会的距離を保った上での個人の身体的または精神的なエクササイズ目的での使用を除き引続き封鎖される。

2、**パンデミック即応体制（PCOR） 2 期間の事業運営**

- a. **便乗値上げ** 公衆衛生上の緊急事態期間の便乗値上げを禁止する為、上限価格規制をする。本知事令または知事令2020-03, 2020-07のいずれも市場勢力が決定する価格調整を禁止するとは見なされないが、この公衆衛生上の緊急事態またはその延長の結果として、供給不足または供給不足になると予想される個人用防護具またはそれに限定されない商品、サービス、住居賃貸料が価格調整の結果増加する場合は除く。具体的には公法35-74, 本知事令ならびに前出の知事令に記載される、またこれに限定されない物品：体温計、消毒用ウェットティッシュ、赤ちゃん用おしり拭き、紙タオル、アロエ、ラテックス、手袋、解熱剤、咳止め薬、酸化亜鉛サプリメント、フェイスマスク、消毒用アルコール、トイレットペーパー、ティッシュペーパー
- b. **特定の事業と活動の運営許可** パンデミック即応体制（PCOR）1において許可された事業は継続して運営される。その他の新たに許可される事業は保健局の2020-07ガイダンス覚書と今後発行されるガイダンスに記載されたものに限られる。
- c. **許可された事業と非必須物品の販売** 本知事令により運営が許可された事業は最重要物品のみの販売に制限はされないが、全ての事業はその有効な事業免許の制限範囲に厳格に制限され運営されなければならない。
- d. **占有率規制** 全ての事業または公共の収容施設の占有率は50%以下で運営されなければならない。
- e. **パンデミック最小運用要件** 全ての事業は保健局より発行されたパンデミック最小職場運用要件（Minimum Pandemic Workplace Operational Requirements）に沿って実行し運営される。全ての事業者は公認政府機関から要請された際、それらの要件を遵守した個別の手順を示さなければならない。
- f. **施行** 本令に応じない個人または事業は、グアム法に則りその他の刑罰と同様に罰金また事業資格停止が課せられる可能性がある。本令に関連するガイダンスは保健局と税務局より発行される。保健局と税務局は必要に応じグアム警察局と消防局の支援の下、本令を施行する。

3、**グアム政府業務** グアム政府は限定された範囲で業務をする。完全閉鎖をする省庁もあるが、一般市民からのアクセスを限定して業務を続ける省庁もある。それ以外は一般市民からのアクセスを含め完全に業務を続ける。政府のサービスを必要とするすべての市民は電子メールまたは電話で政府機関や各局に連絡することが求められる。グアム政府の職員は各省庁の業務状況に関わらず、通常の業務に従事し、上司から仕事の報告をするよう命じられた場合、2時間以内に業務報告をすることが求められる。

4、開かれた政府と電話会議への参加 注釈付8103, 8107, 8108, 8109, 8110, 8114節並びに8115節条項5の適用は公衆衛生上の緊急事態またその延長の期間は一時停止される。この緊急時に公民に情報が広く行き渡るように、省庁は会議を文書化し、継続し注釈付き8113節条項1、5章に準ずる。現地法のその他の規定に関わらず、lehislatura Guåhanと政府省庁、理事会及び委員会は、電話会議を介して公開会議を開催し、電話やその他の電子的方法で会議への参加と組織への呼びかけを求めるすべてのメンバーがアクセスできるようにする権限を与えられる。公的会議への参加または定足数の条件として参加者の物理的な存在を明示的または黙示的に要求する現地法のすべての要件は、これにより放棄される。

具体的な適用要件は、

- a. 組織はメンバーが公開会議に参加する電話会議が開催される場所を把握すること。
- b. 電話会議場は一般に公開されること。
- c. 一般のメンバーは組織に各電話会議場を申し入れること。
- d. 組織はすべての電話会議において議事録を公開すること。
- e. 電話会議の際は、指定された電話会議場に最低一人は物理的に存在すること。

これらは以下の条件により一時保留とする。

- a. 上記の停止が有効である期間は、公共事業を行う目的で会議を開催する政府機関は、グアム司法長官室のウェブサイトに掲載される会議情報を提出することにより、公示を提供するものとする。会議情報の提出はウェブサイトに掲載されることから、予定されている会議に先立ち行われる必要がある。
- b. 上記(a)の事前情報提供と一致し、各組織は一般のメンバーが電話または電子的な方法でアクセス可能な少なくとも1箇所を把握する必要がある。これにより一般のメンバーは公開会議にて発言権を有し、一般にまたは地方自治体の法律により別途提供されるアクセスと公式発言権と一致する。
- c. 政府法のすべての規定を遵守せずに公的機関の会議で行われた措置は、注釈付き8113節条項1、5章を遵守するまで有効にはならない。

5、差し押さえと立ち退き手続きの一時停止 グアム最高裁判所より発行された行政命令ADM20-239に従い、賃貸か否かに関わらず不動産または財産を含む差し押さえ行為または立ち退き手続きを、知事令2020-07発令日から公衆衛生上の非常事態またはその延長期間終了まで禁止とする。現在進行中の全ての差し押さ

え行為または立ち退き手続きは公衆衛生上の非常事態またはその延長期間停止する。

- a. 本知事令に含まれる規定は家賃、住宅ローンの支払い、または個人の住宅賃貸契約、住宅ローン契約に基づくその他の義務を遵守する責任を個別に緩和するものとは解釈されない。
- b. Guam Housing and Urban Renewal Authority, Guam Housing Corporation, CHamoru Land Trust Communicationとその他のグアム住宅当局は、最大の裁量権を行使し、公衆衛生上の非常事態またはその延長が未定の間、住宅援助の受領者または申請者が制度への参加資格に関する記録または文書を提出する期限を延長するよう指示する。
- c. 税務局は直ちに金融機関と連携し、住宅差し押さえの脅威を緩和するあらゆる方法、手段を特定するよう指示する。

6、労働力及び就労時間の削減に関する報告の要請 影響を受ける従業員の福利厚生のために労働省（DOL）は、2020年1月1日以降に従業員の解雇、一時解雇、一時帰休または就労時間削減等、この公衆衛生上の緊急事態の期間またはその延長期間に労働力削減を行った雇用主に対し、少なくとも対象の従業員数、氏名、削減前の賃金・給与を含む情報を、減給に先立ち直ちに報告することを要請する。

2020年5月8日、グアムのハガニャにて署名及び宣言した

ルーA レオンゲレロ
メガハガグアハン
グアム準州知事